

令和7年度答申第3号  
令和7年4月30日

諮問番号 令和6年度諮問第104号（令和7年3月17日諮問）  
審査庁 厚生労働大臣  
事件名 職業訓練受講給付金不支給決定に関する件

## 答 申 書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

## 結 論

本件審査請求は棄却すべきである旨の諮問に係る判断は、妥当である。

## 理 由

### 第1 事案の概要

#### 1 本件審査請求の骨子

本件は、審査請求人X（以下「審査請求人」という。）が、職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成23年法律第47号。以下「求職者支援法」という。）7条1項の規定に基づく職業訓練受講給付金（以下「給付金」という。）の支給の申請（以下「本件申請」という。）をしたのに対し、A公共職業安定所長（以下「処分庁」という。）が不支給とする決定（以下「本件不支給決定」という。）をしたことから、審査請求人がこれを不服として審査請求をした事案である。

#### 2 関係する法令の定め

（1）求職者支援法7条1項は、公共職業安定所長が指示した認定職業訓練又は公共職業訓練等（以下「認定職業訓練等」という。）を特定求職者が受けることを容易にするため、国が当該特定求職者に対して、給付金を支給することができる旨規定し、職業訓練の実施等による特定求職者の就職の

支援に関する法律施行規則（平成23年厚生労働省令第93号。以下「求職者支援規則」という。）10条は、給付金の種類を職業訓練受講手当、通所手当及び寄宿手当とする旨規定する。

(2) 求職者支援法7条2項は、給付金の支給に関し必要な基準は、厚生労働省令で定める旨規定する。

ア 求職者支援規則11条1項は、職業訓練受講手当は、公共職業安定所長が指示した認定職業訓練等を受ける特定求職者が、給付金支給単位期間（原則、訓練開始日を起算日として1か月ごとに区切った個々の期間）において同項各号（収入基準以下の収入、全ての訓練の受講等。以下同じ。）のいずれにも該当するときに、当該給付金支給単位期間について支給する旨規定し、同項2号は、当該特定求職者並びに当該特定求職者と同居の又は生計を一にする別居の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）、子及び父母（以下「配偶者等」という。）の収入の額を合算した額（以下「世帯収入」という。）が30万円以下であることを掲げている。

イ 求職者支援規則12条1項は、通所手当は、公共職業安定所長が指示した認定職業訓練等を受ける特定求職者が、求職者支援規則11条1項2号中「30万円」とあるのは「34万円」と読み替えた場合に同項各号のいずれにも該当する場合であって、給付金支給単位期間において、求職者支援規則12条1項各号（訓練施設への通所に交通機関を利用する者等）のいずれかに該当するときに、当該給付金支給単位期間について支給するものとする旨規定する。

### 3 事案の経緯

各項末尾掲記の資料によれば、本件の経緯は以下のとおりである。

(1) 審査請求人は、令和6年4月18日、認定職業訓練である「B科」（以下「本件訓練」という。）を開始した。受講期間は、同日から同年8月16日までであった。なお、処分庁による事前審査の結果、審査請求人は、給付金について、雇用保険の受給が可能であるとして、支給対象外とされた。

（就職支援計画書、職業訓練受講給付金事前審査通知書）

(2) 審査請求人は、令和6年4月21日に雇用保険の支給が終了し、本件訓練に係る同月18日から同年5月17日までの給付金支給単位期間において、雇用保険支給終了後の同年4月22日以降の訓練について、日割分の給付金（職業訓練受講手当及び通所手当）が支給された。

(雇用保険受給資格者証、職業訓練受講給付金支給申請書(訓練期間が令和6年4月18日から同年5月17日までに係るもの))

- (3) 審査請求人は、令和6年6月20日、処分庁に対し、本件訓練に係る同年5月18日から同年6月17日までの給付金支給単位期間について支給申請をし、同月24日に給付金(職業訓練受講手当及び通所手当)が支給された。

(職業訓練受講給付金支給申請書(訓練期間が令和6年5月18日から同年6月17日までに係るもの)、通帳の写し)

- (4) 審査請求人は、令和6年7月24日、処分庁に対し、本件訓練に係る同年6月18日から同年7月17日までの給付金支給単位期間(以下「本件支給単位期間」という。)について、本件申請をした。処分庁は、本件申請と併せて提出された世帯収入に係る証拠書類等に基づき、本件支給単位期間におけるその合計額を35万0809円と認定した。

(職業訓練受講給付金支給申請書、年金振込通知書(母に係るもの)、普通預金お取引明細のお知らせ、給与明細書(審査請求人、母及び長女に係るもの)、預金通帳(母及び長女に係るもの)、入出金明細(長女に係るもの))

- (5) 処分庁は、令和6年8月5日、本件申請に対し、「世帯全体の収入の額が、支給単位期間中34万円を超えているため」との理由を付して、本件不支給決定をした。

(職業訓練受講給付金不支給決定通知書)

- (6) 審査請求人は、令和6年10月4日付けで、審査庁に対し、本件不支給決定を不服として、本件審査請求をした。

(審査請求書)

- (7) 審査庁は、令和7年3月17日、当審査会に対し、本件審査請求を棄却すべきであるとして、本件諮問をした。

(諮問書、諮問説明書)

#### 4 審査請求人の主張の要旨

本件不支給決定を取り消し、給付金の支給を求める。

審査請求人が本件訓練に応募したのは、A公共職業安定所(以下「本件安定所」という。)のC部門のD氏(以下「本件安定所担当官」という。)から、①給付金の支給要件を満たしている、②実母とは同居でも生計が別なら給付金は支給されると応募前に案内があったからであり、令和6年3月に3回も本件安定所を訪問し、相談窓口で確認した。そして、真面目に出席率100パーセ

ントで本件訓練に通った。

本件安定所担当官の案内のミスにより、本件不支給決定がされたが、給付金の支給要件を欠くという説明を事前に受けていたのであれば、入校することはなかった。本件安定所担当官の説明どおりの認識をしていたのであり、審査請求人が誤った認識をしていたわけではない。

就職するための本件訓練のはずが、本件安定所担当官の不手際により、不支給分を補うために十分な就職活動ができず、本件訓練修了後に時給で働くという本末転倒な現状となっている。

本件安定所担当官のミスが、審査請求人への不利益という形になるのは重すぎる。

(審査請求書、反論書)

## 第2 審査庁の諮問に係る判断

審査庁の判断は、審理員意見書と同旨であり、おおむね以下のとおりである。

- 1 求職者支援規則の規定を受けて、本件不支給決定当時の給付金の支給に係る具体的な取扱いについては、求職者支援制度業務取扱要領（「求職者支援制度業務取扱要領」の改正等について（令和6年3月29日付け職発0329第27号、開発0329第19号職業安定局長・人材開発統括官連名通達）別添。同年4月1日施行。以下「求職者支援要領」という。）において規定されている。

- (1) 給付金の支給要件の一つである世帯収入については、特定求職者本人の収入（以下「本人収入」という。）と配偶者等の収入を合算した額とされているところ（求職者支援規則11条1項2号）、本人収入の詳細については、求職者支援要領10043ハの（イ）から（ニ）まで、また、世帯収入については、求職者支援要領10043ニの（イ）から（ハ）までにおいて、おおむね以下のとおり規定されている。

### 【求職者支援要領10043】

#### ハ 本人収入の詳細

（イ）本人収入の範囲は、税引前の稼得収入及びその他収入全般である。

（ロ）「稼得収入」には、賃金（賞与を含む。）、個人事業者の事業収入（経費を差し引いた控除後の額）、役員報酬、不動産賃貸収入（経費を差し引いた控除後の額）等が含まれる。

なお、収入の算定においては、基本的に、当該収入については、その収入があった日（当該収入が口座に振り込まれるものである場合は当

該口座に振り込まれた日) が属する支給単位期間の収入として取り扱うものとする(以下略)。

(ハ) 「その他収入全般」は、各種年金、年金生活者支援給付金を含む税引前の収入全般である。(以下略)

(ニ) 給与等の収入の中に通勤手当が含まれている場合であって、当該通勤手当が給与明細等で区分されている場合には、当該通勤手当は収入から除外して算定する。

## ニ 世帯収入の詳細

(イ) 世帯収入の範囲は、本人収入の上記ハ(イ)から(ニ)までと同様である。

(ロ) 事業収入についても、本人収入の上記ハ(ロ)と同様であるが、赤字の場合であっても0とみなし、他の世帯員の収入との相殺は行わない。

(ハ) 20歳未満かつ就学中の子(就学年齢前の子を含む。)の収入は0とみなす。(以下略)

(2) 特定求職者の世帯に係る「同居の又は生計を一にする別居」の範囲の詳細については、求職者支援要領10043イにおいて、また、「配偶者、子及び父母」の範囲については、求職者支援要領10043ロにおいて、おおむね以下のとおり規定されている。

### 【求職者支援要領10043】

#### イ 「同居の又は生計を一にする別居」の範囲

次の(イ)から(ハ)までのいずれかに該当する場合に「同居又は生計を一にする別居」と判断する。

なお、本人より、住民票は次の(イ)又は(ロ)に該当するが、実際には世帯も住所も異なっている(住民票上の記載と実態が乖離している)旨の申出があった場合は、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)22条から24条(転入届、転居届、転出届)及び25条(世帯変更届)に沿って住民票の手続を適切に行うよう促すとともに、住民票によって世帯の範囲等を確認する必要があるため、当該住民票の手続が完了するまでは給付金の手続(事前審査申請及び支給申請)を行うことができない旨を教示する。

(イ) 住民票上、同一世帯に属している場合

(ロ) 住民票上、世帯を異にしているが、住民票上の住所が同一である場合

(ハ) 住民票上の世帯及び住所は異なっているが、次のいずれかに該当する場合とし、単身赴任、就学又は病気療養等のやむを得ない事情により住所が住民票上異なっているが、その事情が消滅したときは、起居を共にし、消費生活上の家計を一にすると認められる場合等を掲げる。

ロ 「配偶者、子及び父母」の範囲

(イ) 内縁の関係にある者は「配偶者」とみなす。(以下略)

(ロ) 義理の子及び養子は「子」に含み、義父母及び養父母は「父母」に含む。

(ハ) 兄弟や祖父母等、「配偶者、子及び父母」以外の者については、「同居又は生計を一にする別居」であっても含まない。

2 本件は、審査請求人が不支給となった給付金の支給をしてほしい旨主張することから、処分庁がした本件不支給決定の適否について検討する必要がある。

(1) 認定した事実

ア 審査請求人が世帯主となっている住民票によれば、本件訓練の開始直前の令和6年4月13日時点において、審査請求人本人(当時47歳)、母(当時73歳)及び長女(当時20歳)の3名は、同世帯に属している。審査請求人は、その後(同年7月22日)、母が同年5月から別居したと主張しているが、処分庁は、同年8月1日、審査請求人から同年6月18日(本件支給単位期間の訓練開始日)の時点において住民票の変更手続きが行われていないことを聴取しており、住民票上、審査請求人及び母が別世帯となったことは確認できない。

イ 弁明書によれば、審査請求人に係る本件安定所への指定来所日(第1回:5月23日、第2回:6月20日、第3回:7月24日、第4回:8月21日)において、処分庁は、審査請求人に対し、給付金は支給申請の都度、当該支給単位期間における状況を支給要件に照らし支給の可否を判断すること及び母が住民票上、同世帯に属している場合は「同居配偶者等」に該当し、母の収入を世帯収入要件に含めて審査し、支給の可否を判断することを繰り返し説明している。

ウ 審査請求人から提出された世帯収入に係る証拠書類によれば、審査請求人に係る本件支給単位期間における世帯収入の総額は、以下のとおり34万円を超えている。

【世帯収入状況】

審査請求人	X	就労収入	6万3700円
母	E	就労収入	12万5100円
		年金収入	5万3123円
長女	F	就労収入	6万2708円
		就労収入	4万6178円
		世帯収入（総額）	35万0809円

エ 本件安定所より審査請求人に手交された「4月18日開講 求職者支援訓練等合格後の手続きについて」の◆支給対象となる方◆において、「④ 世帯全体の収入が、支給単位期間中30万円であること（※1）」と記載されており、（※1）には、「ここでいう「世帯」とは、本人のほか「同居」または「生計を一つにする別居」の配偶者・子・父母を指します。」とされている。また、冊子「求職者支援訓練受講生のみなさまへ」の9ページの「「職業訓練受講給付金の支給要件」とは」の3においても同様の内容が記載されており、また、10ページには通所手当の支給要件が記載されている。本件安定所は、審査請求人に対し、これらの資料を用いて給付金の支給要件等について説明し、内容についてよく読んでおくよう指導するなどしている。

オ 審査請求人は、母とは同居でも生計が別なら支給されると案内を受けた等、本件安定所担当官から受けた説明や指示に従った正式な手続きを行って申請をしているので、審査請求人が誤った認識で申請をしたのではない旨主張している。

## (2) 論点に対する審査庁の判断

ア 給付金が支給されるためには、前記第1の2(2)のとおり、給付金支給単位期間において、特定求職者本人及び配偶者等の収入の額を合算した額が上限額34万円以下であることが必要であるが、本件においては、前記(1)ウのとおり、34万円を超えているので、支給要件に当てはまらない。

イ 審査請求人が主張する母が別居しているとの証言については、前記2(1)ア及び同イのとおり、処分庁より給付金が支給されるのに必要であると説明してもなお審査請求人より、令和6年6月18日（本件支給単位期間の訓練開始日）の時点の住民票等が提示されないことから、母との生計が別になっていることを確認することはできない。

ウ 前記2（1）エのとおり、本件安定所は、審査請求人に対し、認定職業訓練等の案内の際に給付金の支給要件等について説明し、内容についてよく読んでおくよう指導するなど、必要な対応を行っており、その対応に違法又は不当な点は認められない。

エ 給付金支給については、審査請求人が主張する前記2（1）オの本件安定所担当官の説明に従った給付金の支給申請であったとしても、給付金の支給の可否については、提出書類の審査結果により決定をしていることから、当該審査に瑕疵がない限り、本件不支給決定を覆す理由には当たらない。

オ したがって、審査請求人は、本件支給単位期間における給付金の支給要件の一つである審査請求人及び配偶者等の世帯収入の総額が上限額を超えているので、給付金を不支給とした本件不支給決定に違法又は不当な点は認められない。

- 3 以上により、処分庁が行った本件不支給決定は正当なものであり、本件審査請求には理由がないことから、棄却すべきである。

### 第3 当審査会の判断

- 1 本件諮問に至るまでの一連の手続について

本件審査請求から本件諮問に至るまでの一連の手続に特段違法又は不当と認めべき点はうかがわれない。

- 2 本件不支給決定の適法性及び妥当性について

前記第1の2（2）記載のとおり、給付金の支給を受けるには、当該支給単位期間における審査請求人に係る世帯収入の額が30万円以下（職業訓練受講手当の場合）又は34万円以下（通所手当の場合）であることが必要である。

- (1) 審査請求人は、本件安定所に提出した「職業訓練受講給付金要件申告書」

（令和6年4月15日付け）において、同居するのは、母及び長女（20歳）と申告しており、また、本件支給単位期間である令和6年6月18日から同年7月17日までに係る「職業訓練受講給付金支給申請に係る収入要件申告書」（同月24日付け）においても、本人、母及び長女の収入をそれぞれ申告している。

- (2) 本件支給単位期間における審査請求人に係る世帯収入は、以下のとおり確認できる。

ア 本人収入

6万3700円（給与収入）

(普通預金お取引明細のお知らせ、給与明細書(審査請求人に係るもの))

イ 母の収入

(ア) 12万5100円(給与収入)

(給与明細書(母に係るもの)、預金通帳(母に係るもの))

(イ) 計4万7109円(3万6325円(厚生年金)+5万7894円(遺族年金)を2で除した金額(この額が、令和6年度の年金収入の月額となる。)) (年金収入)

(預金通帳(母に係るもの))

ウ 長女の収入

6万2708円及び4万6178円(給与収入)

(預金通帳(長女に係るもの)、入出金明細(長女に係るもの)、給与明細書(長女に係るもの))

したがって、本件支給単位期間における審査請求人に係る世帯収入は、34万4795円となるため、求職者支援規則11条1項で規定されている30万円を超えるため職業訓練受講手当は不支給となる。また、求職者支援規則12条1項で規定されている34万円を超えるため、通所手当も不支給となる。

なお、処分庁は上記本件不支給決定にあたり、前年度(令和5年度)の年金振込通知書記載の支払額に基づき母の年金収入を5万3123円と過剰に認定している。この点の誤りは、上記本件不支給決定の判断を左右するものではないが、年金支払額は年度毎に決定されるものであり前年度の年金支払額から変動が予想されたことに加え、審査請求人が世帯収入額が支給基準額を下回る旨主張し、収入額を争う姿勢を見せていたため、審査請求人に対し、金額算定の根拠資料を求め、適正に算出すべきであった。

(3) 審査請求人は、本件不支給決定は、本件訓練の応募前における本件安定所担当官の、同居していても生計が別ならば世帯収入として合算しない旨の誤った説明によるものと主張しているが、そのような支給要件の定め(前記第1の2(2)参照)に反する説明があったことは、審査請求人が提出した全証拠書類によっても認めることができない。

他方、一件記録からは、以下のことが確認できる。

ア 令和6年3月15日に審査請求人が職業訓練受講申込みのために本件安定所に来所し、その際、本件安定所担当官が審査請求人に対し「4月18日開講 求職者支援訓練等合格後の手続きについて」と題する書面を

手交したこと。また、当該書面には支給要件として、世帯全体の収入が、支給単位期間中30万円であること（ここでいう「世帯」とは、本人のほか「同居」または「生計を一つにする別居」の配偶者・子・父母を指す。）との記述があったこと。

（「4月18日開講 求職者支援訓練等合格後の手続きについて」と題する書面）

イ 令和6年4月15日に審査請求人が給付金事前審査のために本件安定所に来所し、その際、本件安定所の職員は、審査請求人が、同居していても生計が別ならば世帯収入として合算しないと誤解していることに気付き、世帯収入要件の範囲について客観的に正しい説明をしたこと（なお、この日に当該正しい説明を受けたことについては、審査請求人も反論書において認めるところである。）。また、「求職者支援訓練受講生のみなさまへ」と題する冊子を手交し、その冊子には、支給要件として、世帯全体の収入が、支給単位期間中30万円以下であること（ここでいう「世帯」とは、本人のほか「同居」または「生計を一つにする別居」の配偶者・子・父母が該当する。）との記述があったこと。

（「求職者支援訓練受講生のみなさまへ」と題する冊子）

したがって、仮に、審査請求人の主張のとおり、令和6年3月に対応した本件安定所担当官がそのような誤った説明をしていたとしても、審査請求人は、遅くとも令和6年4月15日（この日は本件支給単位期間のはるか前である。）には、本件支給金に係る世帯収入の要件について正しい認識を持った上でこれに対応することが可能だったのだから（現に第1の3（2）及び（3）のとおり、本件支給単位期間以外の期間においては、給付金が支給されている。）、このことから直ちに本件不支給決定を取り消すべきであるとはいえない。

### 3 付言

- （1）本件不支給決定の通知書の理由記載欄には、「世帯全体の収入の額が、支給単位期間中34万円を超えているため」としか記載されておらず、審査請求人の不服の内容に照らしても、行政手続法（平成5年法律第88号。以下「行手法」という。）8条1項が求める理由の記載として十分とはいえない。

行政庁が申請拒否処分をするときは、申請者に対してその理由を示さなければならない（行手法8条1項）と定める趣旨は、行政の恣意の抑制、慎

重な判断の確保、当事者の不服申立ての便宜などにあるのであるから、本件不支給決定の通知書における不支給の理由の記載については、申請者本人の収入の額が34万円以下であることが給付金支給の要件の一つであることを根拠法条とともに示し、その上でその要件が満たされていないことを具体的に示すことが求められる。

- (2) 審査請求人は、本件安定所担当官から実母と同居している場合であっても生計が別であれば、給付金が支給されるとの説明があった旨主張しており、審理員意見書では、この点について、処分庁においては、上記のような説明を行った事実はあるのかを確認し、そのような事実があったのであれば、請求人に対し、誠実に対応すべきであると付言している。そこで、当審査会が、審査庁に対し、処分庁における対応等を確認したところ、処分庁は、本件安定所担当官に確認し、審査請求人に上記のような説明をした事実は確認できなかったものの、今後も聞き間違いによる案内の間違いに注意し、丁寧な接遇に留意するよう指導等を行ったとのことであった。

そうすると、審査請求人が主張するような説明があったとまでは直ちに認められないが、審査請求人は、本件審査請求においても上記主張をし、本件安定所担当官の説明を踏まえて本件訓練を受講することを決めたと述べるなど、本件安定所担当官の説明により審査請求人に誤解を生じさせた可能性のあることは否定できない。職業訓練受講給付金の申請者は、制度の内容について必ずしも詳しいとはいえないのであるから、行政庁においては今後も特に丁寧な対応が求められる。

#### 4 まとめ

以上によれば、本件不支給決定が違法又は不当であるとはいえず、本件審査請求は棄却すべきである旨の諮問に係る判断は、妥当である。

よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第2部会

委	員	田	澤	奈	津	子
委	員	下	井	康	史	
委	員	羽	田	淳	一	